

新型コロナウイルス感染症に係るイベント実施、施設利用等の対応方針（暫定版）

2020.3.11 策定 2020.4.14 改定
 2020.3.23 改定 2020.4.17 改定
 2020.3.31 改定 2020.4.18 改定
 2020.4.3 改定

新潟県の地域区分	①感染未確認地域	②感染確認地域	③感染拡大警戒地域
状況	<ul style="list-style-type: none"> 直近の1週間において、感染者が確認されていない状況（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間において感染経路不明の感染者数もなし） 	<ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の新規感染者数や感染経路不明の感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況（①でも③でもない状況） 	<ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の新規感染者数や感染経路不明の感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）とは呼べるほどの状況には至っておらず、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される状況 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況
イベント実施	<p>次のいずれかに該当するイベントを中止又は延期</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模イベント等」※1に類するもの 「3つの密」※2の回避ができないもの 「特定警戒都道府県」※3及び都道府県知事が外出の自粛要請を行うなどした「感染拡大警戒地域」等に居住する者が来場するもの <p>※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するイベントについては、感染症対策として、(1)マニュアルの遵守、(2)2m程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするもの 呼気が激しくなる室内運動 	<p>次のいずれかに該当するイベントを中止又は延期</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模イベント等」※1に類するもの 「3つの密」※2の回避ができないもの 屋内で50人以上が集まるもの 「特定警戒都道府県」※3及び都道府県知事が外出の自粛要請を行うなどした「感染拡大警戒地域」等に居住する者が来場するもの <p>※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するイベントについては、感染症対策として、(1)マニュアルに定めた以上の頻度での消毒及び換気の実施、(2)2m程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするもの 呼気が激しくなる室内運動 	<p>全てのイベントを中止又は延期</p>
<p>4月19日から5月6日までの間は、全てのイベントを中止又は延期</p>			

新潟県の地域区分	①感染未確認地域	②感染確認地域	③感染拡大警戒地域
施設利用	<p>次のいずれかに該当する施設の利用を中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大規模イベント等」※1 に類するイベント等のための利用 ・「3つの密」※2 の回避ができないもの ・「特定警戒都道府県」※3 及び都道府県知事が外出の自粛要請を行うなどした「感染拡大警戒地域」等に居住する者の利用 <p>※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するものは、感染症対策として、(1)マニュアルの遵守、(2)2m程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするイベント等のための利用 ・呼気が激しくなる室内運動 	<p>次のいずれかに該当する施設の利用を中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大規模イベント等」※1 に類するイベント等のための利用 ・「3つの密」※2 の回避ができないもの ・屋内で50人以上が集まるイベント等のための利用 ・「特定警戒都道府県」※3 及び都道府県知事が外出の自粛要請を行うなどした「感染拡大警戒地域」等に居住する者の利用 <p>※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するものは、感染症対策として、(1)マニュアルに定めた以上の頻度での消毒及び換気の実施、(2)2m程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするイベント等のための利用 ・呼気が激しくなる室内運動 	全ての施設を利用中止
4月19日から5月6日までの間は、生活の維持のために必要な施設※4を除き、全ての施設を利用中止			
感染予防策	マニュアルに基づき実施		

※1 「大規模イベント等」とは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）における「Ⅲ. 提言等」の「2. 市民と事業者の皆様へ」の「(9)大規模イベント等の取扱いについて」において、主催者がリスク判断を実施して慎重な対応が求められるとされている「大規模イベント等」をいう。

※2 「3つの密」とは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）における「Ⅳ. 提言」の「1. 地域区分について」の「(2)地域区分の考え方について」に記載する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場をいう。

※3 「特定警戒都道府県」とは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日策定）において、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県をいう。

※4 「生活の維持のために必要な施設」とは、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえて整理した次の施設をいう。

三条市役所各庁舎、嵐南サービスコーナー（嵐南公民館内）、斎場、東三条駅前駐車場、清掃センター、污泥再生処理センター、緑のリサイクルセンター、道の駅漢学の里（売店・レストランに限る）、道の駅庭園の郷保内（売店・レストランに限る）、定期市、三条ものづくり学校（レストラン・オフィスに限る）、子育て拠点施設あそぼって（一時預かりに限る）、子育て拠点施設すまいるランド（一時預かりに限る）、青少年育成センター（相談業務）、保育所等、児童クラブ、子育て支援センター（一時預かりに限る）、消防本部・消防署